

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年8月23日(2007.8.23)

【公開番号】特開2006-43082(P2006-43082A)

【公開日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2006-007

【出願番号】特願2004-227546(P2004-227546)

【国際特許分類】

A 47 C 27/08 (2006.01)

A 47 C 27/00 (2006.01)

【F I】

A 47 C 27/08 F

A 47 C 27/00 C

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月10日(2007.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発泡クッション材からなるマットレス本体の少なくとも背中・腰部部分を受ける箇所に形成された収容空間部内に、エア・クッション材収納バッグが収容されるマットレスであって、

エア・クッション材収納バッグは、クッション材が空気と共に密封バッグ内に収納されてなるものであることを特徴とするエア・クッション材入りマットレス。

【請求項2】

前記マットレス本体は、人体の頭部部分を受ける箇所と、背中・腰部部分を受ける箇所と、脚部部分を受ける箇所に分割されて、それぞれの接合部で三つ折り可能とされることを特徴とする請求項1に記載のエア・クッション材入りマットレス。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記目的を達成するため本発明は、発泡クッション材からなるマットレス本体の少なくとも背中・腰部部分を受ける箇所に収容空間部を形成し、この収容空間部内に、クッション材を空気と共に密封バッグ内に収納してなるエア・クッション材収納バッグを、収容するようにした。